

§ 2. 組織・推進体制

2-1. 体制・業務内容

2-1-1. 災害対策本部

表 2-1 災害対策本部の概要

設置基準	・ 市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき ・ 大規模な災害が発生し、その被害が相当な規模におよぶ恐れがあるとき ・ 災害に対する総合的な対策を講ずる必要があるとき ・ 河川の水位が氾濫危険水位を超え、さらに 50 mm以上の時間降水量が予測される場合 ・ その他、市長・支所長が必要と認めたとき
設置場所	・ 市役所内庁議室に災害対策本部を設置 ・ 各支所に支所災害対策本部を設置
組織職制	災害対策本部 ・ 本部長（市長不在時には①副本部長→②総務企画対策部長→③市民福祉対策部長→産業建設対策部長の順位による）・本部長 - 支所災害対策本部 ・ 支所災害対策本部長（支所長不在時には①地域振興課長の順位による）・支所災害対策本部長
処理すべき主な事務	・ 本部会議の開催 ①職員の初動体制に関すること ②被害調査、情報収集に関すること ③ライフライン（電気、ガス、上水道、電話、ケーブル等）の被害状況に関すること ④医療機関の被害状況に関すること ⑤鉄道、バス等公共交通機関の被害状況に関すること ⑥道路、橋梁の損壊状況に関すること ⑦家屋等の被害状況に関すること ⑧避難勧告、指示及び避難誘導に関すること ⑨避難所の開設に関すること ⑩避難場所の利用状況に関すること ⑪緊急輸送路の確保に関すること ⑫行方不明者・負傷者の救助対策に関すること ⑬自衛隊、県及び他の市町村への派遣要請 ⑭災害対策経費に関すること ⑮災害救助法の適用に関すること ⑯その他災害対策の重要事項に関すること
廃止基準	・ 被害状況等の各種情報により、発生した災害応・急対策が概ね完了したと認め本部長が廃止を決定したとき ・ 災害警戒本部又は災害対策連絡室が設置されたとき

2-1-2. 業務内容

災害廃棄物の処理にあたって初動時に関連する部署ならびに事務分掌について記載します。

表内の●は「特に初動期に重要な活動」、○は「初動期以降の応急対応期の活動」を示し、赤字は特に廃棄物処理に関連する項目を示します。

表 2-2 災害廃棄物の処理に関する組織体制

部	班	班の事務分掌
総務企画対策部	総務班 総務課（行政係） （行政改革推進室）	●自衛隊の派遣要請・連絡調整に関すること。 ●国、県及び市町村への応援依頼に関すること。 ●告知放送、通信機器に関すること。 ●支所災害対策本部との連絡調整に関すること。 ●各部との調整及び指示に関すること。 ●各班への連絡支持に関すること。
	職員班 総務課（職員係）	●職員の動員・人員調整に関すること。 ●派遣された自衛隊、関係機関の職員の受け入れに関すること。
	情報班 企画情報課 総務課 （市長公室、秘書広報係） 議会事務局	●各種被害情報の収集に関すること。 ●被害状況の集計、とりまとめに関すること。 ●情報発信に関すること。 ●ケーブルテレビによる情報提供に関すること。 ●災害対策活動の広報に関すること。
	管理班	●公用車の確保、配置に関すること。
市民福祉対策部	市民班 市民課 （市民係、年金係）	●被災者の安否問い合わせに関すること。 ●災害時要援護者に関する人的被害調査に関すること。 ●市民個人情報のデータ管理に関すること。 ●市民福祉対策部他班の応援に関すること。 ○被災者の実態調査に関すること。 ○市民からの各種相談に関すること。
	市民班 市民課 （環境衛生係）	●仮設トイレ等に関すること ●災害廃棄物の一時収集場所の確保に関すること。 ●災害廃棄物の処理に関すること。 ●遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。 ○し尿処理施設等の応急対策に関すること。 ○し尿処理及びし尿処理業者の動員に関すること。 ○被災地域の防疫及び消毒に関すること。 ○埋火葬許可書、処理台帳に関すること。
	避難所班 保険・健康課 福祉福祉課 高齢者福祉課 人権・同和対策課	●避難所の開設に関すること。 ●災害救助法に関すること。 ●ボランティアの受入れに関すること。 ○避難所の運営に関すること。 ○応急仮設住宅に関すること。

部	班	班の事務分掌
産業建設対策部	土木班 建設課（道路管理係） （道路河川係） （ダム・高規格対策係） 入札・検査課	●道路、公共土木施設の被害調査に関すること。 ●応急復旧資機材の調達及び保管に関すること。 ●市街地の排水対策に関すること。 ●障害物の除去に関すること。 ●公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること。
	住宅・調査班 建設課（庶務係） （建築係） 都市デザイン課	●市街地の住宅及び市営住宅、都市公園の被害調査に関すること。 ○都市公園施設の応急対策及び復旧に関すること。 ○応急仮設住宅建設に関すること。 ○建築物の応急危険度判定に関すること。 ○被災建築物の応急措置の技術指導に関すること。
水道対策部	水道・応急給水班 上下水道課 （庶務係、工務係）	●水道施設の被害調査に関すること。 ●水道に関わる広報活動に関すること。 ●飲料水の確保及び応急給水活動に関すること。 ●水道施設の応急対策及び復旧に関すること。
	生活排水班 上下水道課 （生活排水係）	○生活排水施設の被害調査に関すること。 ○生活排水施設の応急対策及び復旧に関すること。

2-2. 関係機関・事業者との連携

2-2-1. 自衛隊・警察・消防

自衛隊、警察、消防は、発災初期は人命救助を最優先とすることから、その活動を第一とした上で、被災状況に応じて可能な範囲で協力を依頼することを検討します。

特に発災初期は、自衛隊、警察、消防との連携に関する情報を災害対策本部で一元化しておく必要があります。

表 2-3 自衛隊、警察、消防との連携事項例

連絡先	連携事項
自衛隊	・ 道路啓開時の災害廃棄物の取扱い
消防	・ 道路啓開時の災害廃棄物の取扱い ・ 仮置場での火災
警察	・ 道路啓開時の災害廃棄物の取扱い ・ 仮置場での盗難、不法投棄 ・ 貴重品や有価物等の取扱い

大規模災害発生時には、応急・緊急復旧を実施する前に救援ルートを確認するため、緊急輸送道路の啓開を行います。

大分県では平成 27 年 6 月に「大分県道路啓開計画」の策定を行っており、竹田市内を走る一般国道 57 号、210 号は最優先啓開ルートに指定され、初動段階での自衛隊や警察等との協働が重要となっています。

【被災状況】



【道路啓開後】



図 2-1 国道 45 号岩手県宮古市田老地区における啓開事例

出典) 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 平成 24 年 12 月報道資料

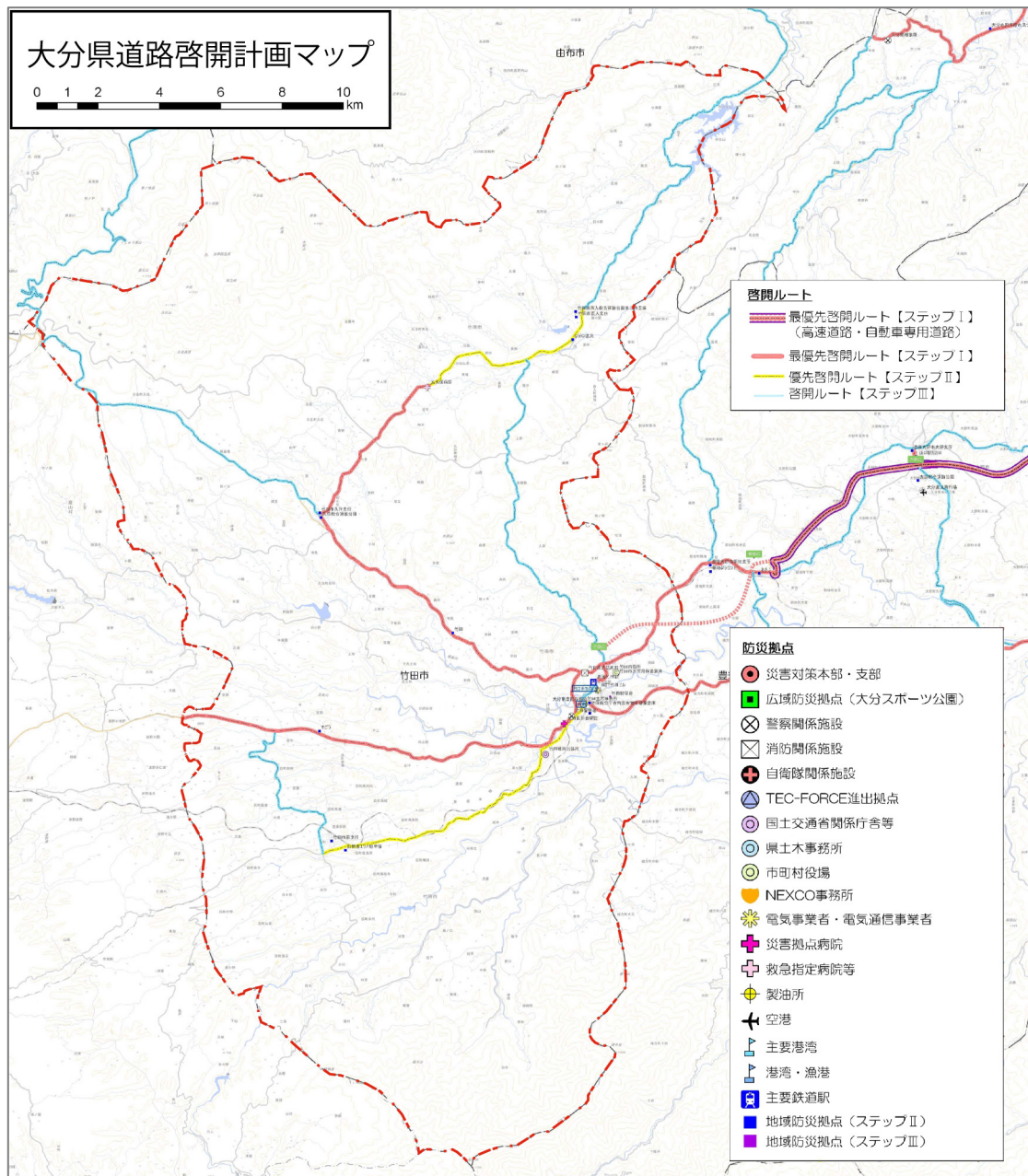


図 2-2 大分県道路啓開計画マップ(竹田市)

出典) 大分県道路啓開計画 概要版 【啓開ルート図面集】より改変

2-2-2. 国・県

竹田市では、大規模災害発生等に備え、九州地方整備局や大分県ならびに県内の市町村と協定を結んでいます。特に災害廃棄物に関連する項目を赤字で示しています。

(1) 竹田市における大規模な災害時の応援に関する協定

締結日	平成 23 年 1 月 13 日
締結相手	国土交通省 九州地方整備局
支援内容	(1) 施設の被害状況の把握 (2) 情報連絡網の構築 (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣 (4) 災害応急措置 (5) その他必要と認められる事項

(2) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定

締結日	平成 10 年 5 月 18 日
締結相手	大分県、及び県内各市町村
支援内容	(1) 災害応急措置に必要な職員の派遣 (2) 食糧、飲料水及びその他生活必需品の提供 (3) 避難及び収容のための施設の提供 (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 (5) 救助及び救援活動に必要な車両、舟艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供 (6) ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供 (7) 火葬場の提供 (8) その他、特に要請があった事項

2-2-3. 自治体

市の処理体制での対応が難しい場合は、近隣自治体に協力を依頼することも検討します。大規模な災害が発生した場合には近隣自治体においても甚大な被害が予想されますが、緊急の対応が必要となるし尿処理等では近隣の自治体ほど迅速な対応が可能となるため、相互に被害状況を確認し、可能な場合は協力を依頼、または支援を検討します。

竹田市においては、隣接する自治体等と相互に支援を行う協定を締結しています。特に災害廃棄物に関連する項目を赤字で示しています。

(1) 災害時相互応援協定

締結日	平成 17 年 11 月 10 日
締結相手	豊後大野市
支援内容	(1) 被災者の避難保護措置 (2) 被災者に対する給食給水措置 (3) 傷病者に対する応急的な医療救護 (4) 応急復旧用資機材の調達供給 (5) その他被害拡大を防止するための必要な措置

(2) 災害時広域相互応援協定

締結日	平成 19 年 7 月 19 日
締結相手	熊本県阿蘇市
支援内容	(1) 災害応急措置に必要な職員の派遣 (2) 食糧、飲料水及びその他生活必需品の提供 (3) 避難及び収容のための施設の提供 (4) 緊急輸送路及び住宅の提供 (5) 医療施設 (6) その他災害応急措置の応援のための必要な措置

(3) 災害時における相互応援に関する協定

締結日	平成 25 年 6 月 4 日
締結相手	(岩手県) 釜石市 (岐阜県) 恵那市、大野町 (神奈川県) 小田原市 (長野県) 木曽町 (愛知県) 田原市、東海市 (兵庫県) 養父市 (大分県) 日田市 (佐賀県) 多久市 (沖縄県) 沖縄市 嚶鳴協議会 ※に加盟する自治体のうち 12 市町
支援内容	(1) 食料、飲料水その他の生活必需品の供給及びその供給に必要な機材の提供 (2) 救助活動及び応急復旧に必要な車両等の提供 (3) 医療、防疫等に必要な医薬品等の提供 (4) 救援活動及び応急復旧に必要な職員の派遣 (5) 被災者を一時受け入れるために必要な施設の提供 (6) 災害ボランティアのあっせん (7) 地元企業、団体等への被災地支援の協力要請 (8) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

※嚶鳴（おうめい）協議会：ふるさとの先人を活かしたまちづくり、人づくり、心そだてに取り組んでいる自治体が力を合わせ、その取り組みを全国に情報として発信するとともに、切磋琢磨し、先人の志と行動力に学ぶ元気な地方の交流を図ることを目的とした協議会で、2016 年 4 月現在 14 の自治体が参加しています。

(4) 大規模災害時における相互応援に関する協定

締結日	平成 25 年 11 月 9 日
締結相手	兵庫県朝来市
支援内容	(1) 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣 (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 (3) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供 (4) 被災者及び避難者の受け入れ (5) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

2-2-4. 民間事業者等

災害廃棄物は、土砂等の混合状態や倒壊家屋の解体・撤去により発生する等、産業廃棄物の性状に近いものが発生します。また、災害の規模によっては膨大な量の災害廃棄物が発生することから、一般廃棄物処理施設だけでは対応しきれなくなることが想定されます。このため災害廃棄物の発生状況に応じて民間事業者処理に依頼し、処理の経験や能力を活用します。

竹田市では、廃棄物協会やレンタル・リース会社と廃棄物の処理に関して協定を結んでいます。また、計画仮置場が使用できなくなった場合に備え、民間企業等と仮置場に関する協定にも取り組んでいます。

(1) 「大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定書」に関する実施細目協定

締結日	平成 26 年 7 月 1 日
締結相手	一般社団法人大分県産業廃棄物協会
支援内容	廃棄物の仕分け作業、運搬等

(2) 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

締結日	平成 29 年 2 月 29 日
締結相手	竹田市内に営業所のある各リース会社
支援内容	仮設トイレ、発電機、運搬車両ならびに仮設住宅等

2-3. 市民への広報

2-3-1. 広報手法

市報、ケーブルテレビ、マスメディア、インターネット、避難所の掲示板への貼り出し、回覧板等の多様な手法を用います。

応急対応時の緊急性を有する情報発信にあたっては、広報車や職員、告知放送等を通じて連絡します。

2-3-2. 窓口対応

廃棄物に関する手続きの対応や、家屋の解体処理等で発見された思い出の品の引き取り、返却を行います。

2-3-3. 広報内容

災害廃棄物処理を円滑に進めるために必要な事項について、普及啓発・広報に努めます。

1. 平時（災害予防）

- ・ 防災マップ（避難所の位置やルート、持ち出しリスト等）の情報更新
- ・ 災害用トイレの使用方法的周知、組立て訓練
- ・ 被災時のごみの分別方法
- ・ 仮置場の位置、分別、搬入方法等
- ・ 各問い合わせ先

2. 災害応急対応時

- ・ 浄化槽の被害確認方法
- ・ 仮置場の場所および収集期間
- ・ 住民が持ち込みできる集積場
- ・ 災害廃棄物処理に関するボランティア募集時の活動内容、受付場所
- ・ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止

3. 災害復旧・復興時

- ・ 仮置場の運用状況
- ・ 廃棄物発生量
- ・ 処理体制
- ・ 処理進捗
- ・ 処理スケジュール

2-4. ボランティア

2-4-1. 受け入れ体制

被災地での災害ボランティア活動には様々な種類がありますが、廃棄物に係るものとしては、①災害廃棄物の撤去・泥出し・被災家財出し、②貴重品や思い出の品等の整理・清掃等が挙げられます。

ボランティア活動開始時点において災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法を事前に説明するように努めます。特に、災害廃棄物撤去現場には、ガスボンベ等の危険物や石綿等の建材が含まれていることがあるため、活動にあたっては注意事項の周知徹底を行うとともに、危険物を取り扱う可能性がある作業は行わせないようにします。

復旧段階では災害ボランティアが多人数必要となるため、安全確保や混乱防止のために社会福祉協議会により設置される、災害ボランティアセンターが機能するまでボランティアの受け入れを行わない等の対策を講じます。

2-4-2. 支援体制

災害ボランティアの装備は基本的には自己完結ですが、個人で持参できないものについては市や災害ボランティアセンター等で準備をしておくように努めます。

特に災害廃棄物の処理現場においては、活動者の安全を守ることも重要となるため、粉じん等から健康を守るために必要な装備の備蓄も図ります。

【市や災害ボランティアセンター等で準備をする物資の例】

- ・ ノコギリ等の工具
- ・ 泥の排出に必要となるスコップ、フレコンバック
- ・ 手押し車
- ・ 雑巾やごみ袋等の清掃用具
- ・ 防じんマスクや安全ゴーグル等の安全衛生保護具

出典）【技術資料 1-21】被災地でのボランティア参加と受け入れ

2-4-3. 作業時の留意点

災害廃棄物の撤去・泥出し・被災家財出し等、被災現場で作業を行う際には、ボランティアの判断に委ねる場合も考えられます。現場ごとに異なる処理を行い、仮置場での作業が煩雑になるのを避けるため、災害廃棄物早見表や分別方法ならびに搬出方法を取りまとめた資料等を配布し、作業内容の周知徹底を図ります。

【災害廃棄物早見表】現場・ボランティア必読（一度見てから作業に当たって下さい）

災害廃棄物は、一度に様々なものが「ごみ」となって出てきます。その量や種類が多いために、できるだけ早く処理する必要がありますが、最終的な処理・処分まで考えると、どの場面においても、可能な限り分別することが望まれます。また、危険なごみから身を守るためにも重要です。一度確認してから作業にあたってください。また、これらを念頭に、現場での作業を工夫してみてください。

◆安全第一◆ マスク（ヘルメットやゴーグル）、底の丈夫な靴、肌の露出を避ける服装、複数人で動く

【必ず分別して、梱包・ラベリングするもの】



【安全面・衛生面などから分別するもの】



【リユース・リサイクルや今後の処理のために分別するもの】



表面が緑色のもの（薬剤処理の可能性がある）や海水が被ったものは、リサイクル等に支障を来す場合があるため、分けておく

位牌、アルバム、PC、携帯電話等、所有者等の個人にとって価値があるものを見つけた場合は、廃棄ではなく、保管に回す

図 2-3 災害廃棄物早見表

出典）災害廃棄物分別・処理戦略マニュアル～東日本大震災において～